



いい 11月30日は年金の日

問合せ 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

厚生労働省では、『国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

また、日本年金機構は、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めていただくため、日本年金機構公式X(旧Twitter)での発信や公的年金制度の説明動画の案内などを行っています。

国民年金の特徴

- 国と日本年金機構が運営……………個人年金にはない、国の負担があります。
- 物価・賃金スライド制……………物価や賃金の変動に合わせて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証……………生涯にわたって年金が受給できます。
- 全額社会保険料控除の対象……………確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金……………けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。転職や結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- 日本年金機構(年金事務所)から送付される「領収(納付受託)済通知書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。また、スマートフォンアプリでも納付できます。
- 保険料は、月額1万6,980円(令和6年度)です。
- 口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査のうえ、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。また、出産を予定している方や出産した方には、産前産後期間の免除制度があります。

所得の審査対象者および内容は表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,250				
半額免除	8,490				
4分の1免除	12,740				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年1カ月を経過すると納付することができなくなりますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。ただし、令和7年3月31日までに追納する場合、令和4年3月以前の期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、産前産後保険料免除申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要です。また、マイナポータルとねんきんネットを連携することもできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きをご希望の場合は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

津島警察署からのお知らせ

～広げよう支援の輪～

問合せ 津島警察署警務課 ☎24-0110

11月25日(月)～12月1日(日)は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じる問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からの相談に応じています。

相談窓口名・電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害110番 ☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の通信事業者は有料)
ハートフルステーション・あいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のための ワンストップ支援センター
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に関する相談
暴力団に対する相談窓口 ☎052-951-7700	終日	暴力団に関する相談
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための 心の悩み相談
(公社)サポートセンターあいち ☎052-232-7830 ☎0570-783-554 (全国共通ナビダイヤル)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 (全国共通ナビダイヤル) 午前7時30分～午後10時	犯罪被害等に関する相談

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

税

のお知らせ

個人事業税第2期分の納期限は12月2日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問合せ 西尾張県税事務所
☎0586-45-3279



税を考える週間

11月11日(月)～17日(日)

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

問合せ 津島税務署 ☎26-2161



年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- ・給与等の収入が2,000万円を超える場合
- ・令和6年1月1日～12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2カ所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合せ

所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G

☎55-9263

消費税のインボイス制度相談会等(事前予約制)のお知らせ

インボイス制度に関するお悩みについて、以下のとおり相談会等を開催します。

日時

11月25日(月)、12月19日(木)
午前9時～午後4時



制度に関する補助金、取引上のお悩み等各種相談窓口は二次元コードからご確認ください。



問合せ 津島税務署 ☎26-2161

個人課税第一部門 内線412

法人課税第一部門 内線612

津島法人会社会貢献事業

ねんぐ祭り

税の歴史について考えよう!
税について大人も子供も楽しめる!

日時 11月24日(日) 午前9時45分～午後3時30分

場所 文化会館

- 内容
- ・税金クイズ&キッズ抽選会(小学生対象・事前申込必要)
 - ・税に関する優秀作品表彰式
 - ・税に関する習字等の展示
 - ・特設ブース催事
 - ・各団体ステージ発表

問合せ 一般社団法人津島法人会 ☎24-6330



パート収入と税 (夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象となる方にパート収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

- ①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ②扶養控除を受けられるかどうか
- ③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になるので、その場合は表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

パート収入と税金および各種控除(控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
1,030,000円以下					36万円 (33万円)	
1,030,000円超 1,500,000円以下					31万円	
1,500,000円超 1,550,000円以下					26万円	
1,550,000円超 1,600,000円以下					21万円	
1,600,000円超 1,667,999円以下					16万円	
1,667,999円超 1,751,999円以下					11万円	
1,751,999円超 1,831,999円以下					6万円	
1,831,999円超 1,903,999円以下					3万円	
1,903,999円超 1,971,999円以下					受けられない	
1,971,999円超 2,015,999円以下						
2,015,999円超						

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、各種控除や減税等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区分		控除額	
	年齢	生年月日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳～15歳	平成21年1月2日以後	なし	なし
一般扶養	16歳～18歳	平成18年1月2日以後 平成21年1月1日以前	38万円	33万円
	23歳～69歳	昭和30年1月2日以後 平成14年1月1日以前		
特定扶養	19歳～22歳	平成14年1月2日以後 平成18年1月1日以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳～	昭和30年1月1日以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

11月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	1日、12月6日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	5、19日、12月3日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	26日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	13日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	12、19、26日、12月3日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	6、13、20、27日、12月4日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	28日 午前10時～午後3時 予約開始は11月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	12日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	7、13、21日、12月6日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	22日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	6、7、13、14、20、27、28日、 12月4、5日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数……59,565人(-84) 男……29,382人(-59) 女……30,183人(-25) 世帯数……27,369世帯(-9) 10月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [8月]	事故発生件数……10件(78件) うち死亡者……0人(1人) 犯罪発生件数……24件(233件) ()は令和6年中の累計
市内の火災	8月……0件(10件) ()は令和6年中の累計
救急車の出動回数	8月……365件(2,438件) ()は令和6年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和6年12月2日(月)

国民健康保険税…第5期 介護保険料…第8期 市営・改良住宅家賃、
保育所等利用者負担金…11月分 後期高齢者医療保険料…第5期

市税の今後の納期

	12月	1月	2月
市民税・県民税	—	第4期	—
固定資産税・都市計画税	第3期	—	第4期
国民健康保険税	第6期	第7期	第8期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)